

高額療養費

医療費が高額になったときは、自己負担限度額(毎年8月1日診療分から切り替え)を超えた分を支給します。該当する世帯には、診療月の2カ月後以降に申請書を送付します。

自己負担額の計算方法

- 月ごと(1日から末日まで)に計算
- 2つ以上の医療機関にかかった場合は、別々に計算し、2万1,000円以上になった医療機関のみを合算
- 同じ医療機関であっても歯科は別計算で、外来と入院も別計算
- 入院時の食事代や保険適用でない医療行為にかかる費用、差額ベッド料などは除く

※70～74歳は全ての医療機関にかかった金額を合算

69歳までの人の自己負担限度額(月額)

所得区分	適用区分	所得要件	自己負担限度額	
			3回目まで	4回目以降
上位所得者	ア	基準総所得金額901万円超	25万2,600円+(総医療費-84万2,000円)×1%	14万100円
	イ	基準総所得金額600万円超901万円以下	16万7,400円+(総医療費-55万8,000円)×1%	9万3,000円
一般	ウ	基準総所得金額210万円超600万円以下	8万100円+(総医療費-26万7,000円)×1%	4万4,400円
	エ	基準総所得金額210万円以下	5万7,600円	4万4,400円
低所得者	オ	住民税非課税世帯	3万5,400円	2万4,600円

※基準総所得金額は、所得合計金額から基礎控除額33万円を差し引いた額
※4回目以降とは、過去12カ月間に高額療養費が4回以上該当するとき

70～74歳の人自己負担限度額(月額)

所得区分	自己負担限度額		
	外来(個人単位)	外来+入院(世帯単位)	
現役並み所得者	住民税課税所得690万円以上	3回目まで	25万2,600円+(総医療費-84万2,000円)×1%
		4回目以降	14万100円
	住民税課税所得380万円以上690万円未満	3回目まで	16万7,400円+(総医療費-55万8,000円)×1%
		4回目以降	9万3,000円
住民税課税所得145万円以上380万円未満	3回目まで	8万100円+(総医療費-26万7,000円)×1%	
	4回目以降	4万4,400円	
一般	1万8,000円(年間上限額14万4,000円)	3回目まで	5万7,600円
		4回目以降	4万4,400円
低所得者Ⅱ			2万4,600円
低所得者Ⅰ	8,000円		1万5,000円

※「低所得者Ⅱ」とは同一世帯の世帯主および国保被保険者が住民税非課税の世帯に属する人

※「低所得者Ⅰ」とは同一世帯の世帯主および国保被保険者が住民税非課税で、その世帯の各所得が必要経費・控除額を差し引いたときに0円となる人(年金の所得は控除額80万円として計算)

医療費が高額になるとき

医療機関で「限度額適用認定証」または「限度額適用・標準負担額減額認定証」を提示すると、自己負担限度額までの支払いになります。事前に保険証と印鑑を持参して、限度額適用認定証または限度額適用・標準負担額減額認定証の手続きをしてください。ただし、保険料を滞納していると交付できない場合があります。



高額介護合算療養費

世帯の1年間(8月1日～翌年7月31日)の医療保険の自己負担額(高額療養費支給分は控除)と、介護保険の利用者負担額※の合計額が、右の自己負担限度額を超える分を支給します。

※高額介護(予防)サービス費の支給分は控除



自己負担限度額(国保+介護保険)(年額)

69歳まで				70～74歳		
所得区分	適用区分	所得要件	自己負担限度額	所得区分	自己負担限度額	
上位所得者	ア	基準総所得金額901万円超	212万円	現役並み所得者	住民税課税所得690万円以上	212万円
	イ	基準総所得金額600万円超901万円以下	141万円		住民税課税所得380万円以上690万円未満	141万円
一般	ウ	基準総所得金額210万円超600万円以下	67万円		住民税課税所得145万円以上380万円未満	67万円
	エ	基準総所得金額210万円以下	60万円	一般	住民税課税所得145万円未満	56万円
低所得者	オ	住民税非課税世帯	34万円	低所得者Ⅱ※1	31万円	
				低所得者Ⅰ※1	19万円、31万円※2	

※1 高額療養費の表「70～74歳の人自己負担限度額(月額)」の注釈を参照
※2 複数の者が介護サービスを利用する場合

令和2年度の国民健康保険料について

令和2年度国民健康保険料の納入通知書は7月に発送します。詳しくは、広報津7月1日号折り込み紙「国保だより」をご覧ください。

後期高齢者医療保険に移行する人へ

国保から後期高齢者医療保険には口座振替が引き継がれません。後期高齢者医療保険料の口座振替を希望する人は、銀行への届け出が必要です。